

「一般名処方」に関するお知らせ

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

「一般名処方」により、医薬品の供給不足等が生じた場合であっても、必要な医薬品を提供しやすくなります(※)。

一般名での処方について、ご不明な点がございましたらご相談下さい。

※「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。

これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

2024年4月

医療機関名： 医療法人 杓永整形外科